

事 務 連 絡
令 和 7 年 5 月 12 日

訪問介護事業所 管理者 様

三重県医療保健部長寿介護課長

訪問介護事業所における中山間地域等における小規模事業所加算について

平素より、本県の介護保険行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

介護保険最新情報 Vol.1382 のとおり「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正がありましたので、下記のとおり取り扱いすることとします。

記

- 1 令和7年5月分または6月分の算定から遡って適用する場合の提出期限
令和7年5月30日（金）まで
- 2 令和7年7月分以降の算定から適用する場合の提出期限
算定を開始する月の前月15日まで（土日等閉庁日の場合は、その前日まで）
- 3 提出書類
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
 - ・別紙ウ
- 4 留意事項
今回改正があった要件の内、「概ね200回以下である場合」とは400回以下を想定しております。

(参考)

- ・特別地域加算・中山間地域等加算について（長寿介護課ホームページ）

URL：https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85613023007_00006.htm

- ・体制届（長寿介護課ホームページ）

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85456022998.htm>

- ・介護保険最新情報 Vol.1382

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001484663.pdf>

事務担当

長寿介護課

居宅・施設サービス班

TEL:059-224-2235

電子メール：chojus@pref.mie.lg.jp